

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する  
緊急事態宣言の解除に伴う事務局業務再開のお知らせ

関係 各位

（一社）日本歯科専門医機構  
理事長 住友 雅人

平素より当機構の活動にご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。  
このたびの新型コロナウイルスに罹患された皆様と、感染拡大により生活に  
影響を受けられている地域の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、この度緊急事態宣言が解除されたことを受けまして、当機構では事  
務局の基本的業務の再開を決定いたしましたのでご案内申し上げます。

なお、COVID-19 の第 2 次・3 次再感染に対する注意喚起があることより、  
当面は職員の時差出勤を導入させて戴きますので、皆様にはご不便とご迷惑  
をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

【時差出勤期間】 2020 年 6 月 1 日～6 月 19 日

【期間後の事業開始について】

6 月 19 日以降の業務につきましては、社会情勢を踏まえ再検討の上変更  
時は改めて告知いたします。